

包括的経済連携等に関する要請決議

政府は11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。その中で、「センシティブ品目に配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」、また、TPP（環太平洋経済連携協定）について、「その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と明記し、従来の政府の方針を大きく転換する決定を行った。

TPPは、すべての関税撤廃を原則とする包括的な協定であり、これが実行に移されれば、わが国農業は壊滅的被害を受けるばかりか、国家の基盤となる地域経済・社会の崩壊、さらには人の移動等の非関税障壁の撤廃を含め、わが国のカタチを変えることにつながるものである。

また、わが国は、約7兆円にも達する食料輸入額、農産物の平均関税率が11.7%と低水準であること及び食料自給率が40%であること等で明らかのように、すでに世界有数の開かれた市場であり、さらなる市場開放は、危機的状況にあるわが国農業・農村の再生への道を閉ざすことになりかねない。

よって政府は、TPPへの参加は絶対に行わないこと、国際交渉を進めるに当たっては、農業・農村に配慮するとの従来の方針を堅持することを、ここに強く要請する。

記

1. 例外なき関税撤廃を原則とするTPPへの参加は断固反対であり、絶対に行わないこと。
2. EPA、FTA交渉に当たっては、今年3月に食料・農業・農村基本計画として閣議決定した「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組む」との従来方針を堅持すること。また、WTO農業交渉については「多様な農業の共存」との基本理念を保持すること。
3. わが国はすでに世界有数の食料輸入大国であることについて、経済界等を含め、広く国民理解を促進すること。